

(仮称) 松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の概要

1 条例制定の背景について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」において介護保険法等の改正がなされ、これまで厚生労働省令で定めることとされていた地域包括支援センターの人員運営基準等及び指定介護予防支援等の事業の人員運営基準等について、市町村の条例で定めることとなりました。

2 根拠となる現行法律の条項について

介護保険法第59条第1項第1号

第115条の22第2項第1号

第115条の24第1項及び第2項

第115条の46第4項

3 制定する条例の名称及び根拠法令等について

- (1) (仮称) 松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(案) 別紙1

介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第140条の66に基づき制定します。

- (2) (仮称) 松戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(案) 別紙2

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）に基づき制定します。

4 基準の類型について

条例を制定するにあたり、次表に基づく必要があります。

	法的効果	異なるものを定める許容程度
従うべき基準 (別紙1及び2 の網掛け部分)	必ず基準と適合しなければ ならない。	法令と異なる内容を定めることは できないが、基準に従う範囲内 での地域の実情に応じた内容を定め ることは許容。
参酌すべき基準 (上記以外の部 分)	条例の制定にあたり、国の基 準を十分参照し、妥当性を検 討した上で判断しなければ ならない。	国の基準を十分参照し、妥当性を 検討した結果であれば、地域の実 情に応じた内容を定めることは許 容。

5 条例案に対する考え方について

(1) 事業者及び指定基準

今回の条例制定にあたっては、多くの条文において、松戸市の実情に国の基準を上回る内容又は異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないため、原則として、国の基準に基づいて松戸市の条例を制定します。

ただし、一部の参酌すべき基準の項目については、市独自の内容を盛り込み、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業）のさらなる質の向上に努めたいと考えます。

(2) 指定介護予防支援事業申請者の資格に関する基準（介護保険法第115条の2第2項第1号）

申請者の資格は、介護保険法第115条の2第3項及び介護保険法施行規則第140条の34の2の規定により、「法人」である者とします。

6 条例案の主な変更点について

- (1) (仮称)松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(案)の変更点について

地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準については、松戸市の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないので、国の基準に基づいて松戸市の条例を制定します。

- (2) (仮称)松戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(案)の変更点について

介護予防支援事業基準の内容	条例案	松戸市の考え方
<p>第二十八条(略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p>	<p>事業者が不適切な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることとなるが、返還請求権は地方自治法の規定により5年と定められているため、記録などの保存期限については5年間とする。</p>
<p>省令での規定なし。</p>	<p>指定介護予防支援事業者は、法第70条第2項第6号が規定する役員等が松戸市暴力団排除条例(平成24年3月29日松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。</p>	<p>松戸市では、暴力団の排除に関して、市民の安全で平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的に条例を制定している。このことから介護保険に関する分野においても、松戸市暴力団排除条例の趣旨を踏まえた条文を含めることとする。</p>

7 条例案の概要について

(1) (仮称)松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(案)の概要について

ア 地域包括支援センターには、第1号被保険者の数が3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を一人ずつ配置しなければならない。(圏域の高齢者数の少ない場合は特例がある。)

イ 地域包括支援センターは、3職種が協働し、高齢者の状況や環境等に応じて、必要な援助等を利用できるように導き、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(2) (仮称)松戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(案)の概要について

ア 1以上の保健師等を置かなければならない。

イ ケアプラン作成に当たり、利用者が自立した日常生活を営めるよう総合的な課題を把握しなければならない。

ウ 利用者の主体的な取組を支援し、生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

8 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行予定です。